様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第１面)

産業廃棄物処理計画書

令和　8年　　6月 30 日

群馬県知事　　殿



提出者

住 所　　群馬県高崎市栄町 14-5 内堀ﾋﾞﾙ5 階

氏 名　　清水建設株式会社関東支店群馬営業所

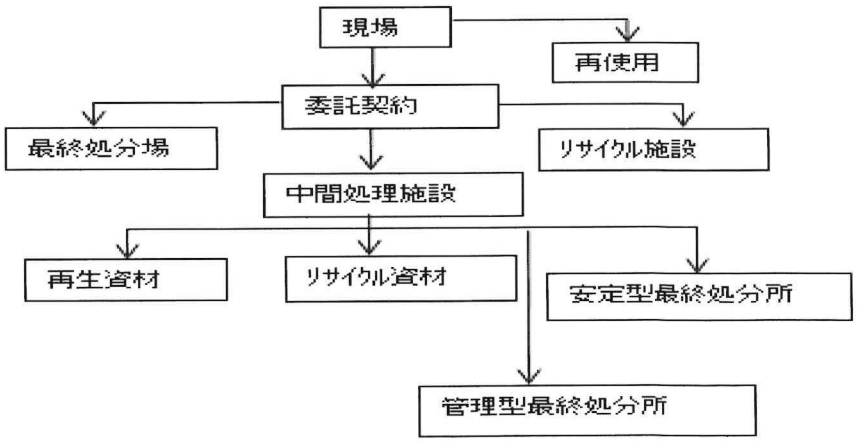
所 長　　宮澤　茂樹

電話番号　027-327-5366

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社　関東支店　群馬営業所
事業場の所在地	群馬県高崎市栄町 14-5　内堀ビル５階（高崎西部管内高崎除く）
計画期間	令和 8 年　4 月　1 日　～　令和 9 年　3 月　31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：建設業　　中分類：総合建設業
② 事業の規模	124,753 万円
③ 従業員数	118 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格　　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙「シミズの廃棄物リサイクルガバナンス」による。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（　令和　　７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排　　出　　量	10,620.2　t	t
	（これまでに実施した取組） 作業所毎に　原単位・最終処分率の目標を定め　作業員先端にまで周知を図り　４R 運動の推進と減量化を行なう		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	排　　出　　量	3,830.0　t	t
	（今後実施する予定の取組） 解体工事においは、分別解体をし、リサイクル・再生処理工場に持ち込みを推進する。 再生砕石・アスファルト舗装、グリーン調達の使用を推進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 巡回回収システムにより、作業所での分別の細分化を図り、中間処理場への持ち込み、リサイクルの促進を行なう
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 収集・運搬・処理業者とそれぞれ委託契約の際　事前に目標数量を定め管理する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（　令和　　7　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0　t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0　t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（　令和　　7　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0　t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0　t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0　t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0　t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙による	
	全処理委託量	10,620.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	747.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 委託業者処理フローによる再生利用		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙による	
		全処理委託量	3,830.0 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	380.0 t	t
		再生利用業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
		（今後実施する予定の取組） 委託業者処理フローによる再生利用、熱回収業者への排出量増加への提案		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。

2　当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)　①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)　②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)　④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

令和8年度　産業廃業物排出処理予定表（高崎西部管内高崎除く）

区分	①排出量	計画の素案 ②有償物として売却した量	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④自ら中間処理した量	⑤そのうち、熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残渣量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量	⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量	
産業廃業物の種類	当該事業場において生じた産業廃業物の種類ごとの量	①のうち、中間処理せず直接自ら再生利用した量	①のうち、中間処理せず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃業物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	④のうち熱回収を行った後の量	④のうち中間処理を行った後の量	④の量のうち自ら利用した量	⑧の量のうち、自ら利用に充当した量	⑧の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	⑩のうち優良認定処理業者（中間処理及び最終処分）への委託した量	⑪の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑫のうち、処理実績一覧の再生利用委託量	⑬のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収業者である処理業者への処理委託量	⑭のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収業者への処理委託量
燃え殻	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
汚泥	2,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,000.0	200.0	0.0	0.0	0.0	
上水汚泥															
下水汚泥															
建設汚泥	2,000.0									2,000.0	200.0	0.0	0.0	0.0	
その他の汚泥															
建設汚泥(石綿含有)	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
廃油	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
廃酸	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
廃アルカリ	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
廃プラスチック類	95.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.0	9.5	0.0	0.0	0.0	
廃プラスチック類	93.0									93.0	9.3	0.0	0.0	0.0	
廃プラスチック類（石綿含有）	2.0									2.0	0.2	0.0	0.0	0.0	
ゴムくず	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
金属くず	5.0									5.0	0.5	0.0	0.0	0.0	
ガラス陶磁器等くず	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	3.0	0.0	0.0	0.0	
ガラス陶磁器等くず	28.0									28.0	2.8	0.0	0.0	0.0	
ガラス陶磁器等くず（石綿含有）	2.0									2.0	0.2	0.0	0.0	0.0	
鉱さい	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
がれき類	1,500.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,500.0	150.0	0.0	0.0	0.0	
コンクリート片	1,000.0									1,000.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
廃アスファルト	500.0									500.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
レンガ破片など	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
がれき類(石綿含有)	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
ばいじん	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
紙くず	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
紙くず(石綿含有)	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
木くず	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	10.0	0.0	0.0	0.0	
木くず	100.0									100.0	10.0	0.0	0.0	0.0	
木くず(石綿含有)	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繊維くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繊維くず	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繊維くず(石綿含有)	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
動植物性残さ	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
動物系固形不要物	-														
動物のふん尿	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
動物の死体	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令13号物(上記廃業物の処理物であってこれらに該当しないもの)	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建設混合廃業物	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	10.0	0.0	0.0	0.0	
建設混合廃業物（安定型）	30.0									30.0	3.0	0.0	0.0	0.0	
建設混合廃業物（管理型）	70.0									70.0	7.0	0.0	0.0	0.0	
建設混合廃業物（石綿含有）	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
水銀使用製品産業廃業物	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	3,830.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,830.0	383.0	0.0	0.0	0.0	

群馬営業所　環境マネジメント組織図

関　東　支　店　支　店　長

関東支店EMS推進責任者

群馬営業所EMS推進責任者

群馬営業所EMS推進担当者

各プロジェクト
現場管理責任者（建設副産物処理責任者）

安全環境本部
制定：2004. 10. 01.
第１回改訂：2005. 07. 01.
第２回改訂：2006. 01. 01.

シミズの廃棄物・リサイクルガバナンス

